

令和7年度

監査実施方針及び監査実施計画

令和7年3月25日

一関市監査委員

1 令和7年度監査実施方針

当市において、これからのまちづくりを着実に推進していくためには、現在の国際情勢や国内の政治・経済の動向を踏まえ、将来世代までを見据えた安定的な行財政運営に努めていくことが必要である。今後、人口減少がさらに加速していくと見込まれる中で、市では、地域の活力を高めていくために、まち・ひと・しごとの施策に取り組むこととしている。

この施策により目指すまちの姿として、「若者や女性が活躍するまち」「今住んでいる場所に住み続けることができるまち」「一関に戻ってきたくなるまち」「外国人に選ばれるまち」を掲げており、具体的な取組として、働き方の多様性や仕事の種類・働く場を増やす、稼ぐ力を高める取組、若者の地元定着や子育て支援、外国人市民等への支援の取組、健康長寿やノーマライゼーション等の取組、行政手続のDX化等の生活に必要なまちの機能の維持や移住・定住・交流の促進の取組等を進めることとしている。

また、総合計画後期基本計画に掲げる重点プロジェクトとして、国際リニアコライダー（ILC）の実現及び東日本大震災からの復旧復興に取り組むこととし、令和7年度は一般会計約685億円（前年比+0.8% 約6億円の増額）の予算が編成されている。

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関であり、公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行い、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と市政への信頼確保に資することが責務であり、その役割を果たしていかなければならない。

以上の点を踏まえ監査等は、「一関市監査基準」に従って次の観点を重視して行うものとする。

（1）経済性、有効性等の視点を重視した監査等の執行と実効性の確保

当市の事務事業について正確性、合規性はもとより効率性、経済性、有効性を重視して監査等を行う。

また、監査等の実効性を高めるため、指摘事項等に対する速やかな是正・改善を求める。

（2）市民の視点に立った監査等

行財政運営に対する市民の高い関心に的確に応えるため、常に市民の視点に立って監査等を行う。

（3）指導的機能の発揮

監査等の目的を果たすため、対象組織に対して、適切に指導的機能を発揮しながら監査等を行う。

（4）不正経理対策の確保

準公金管理を含め不適正な事務処理を防止する観点から不正経理再発防止対策及び財務規則等の遵守を求め相互チェック体制の強化を求める。

（5）事務局職員の人材育成と専門性の確保

実施計画を確実に進めていくため、監査委員自らの能力向上と知識の蓄積

を図り常に研鑽に努めるとともに、補助機関である監査委員事務局職員の専門的知識の蓄積と監査技術の向上を図る。

また、監査委員の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、必要に応じ、専門的知識を有する者の活用について検討する。

2 令和7年度監査実施計画

(1) 定期監査[地方自治法第199条第4項]

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげているか、その組織及び運営の合理化に努めているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうかを監査するもの。

① 監査の対象

財務に関する事務の執行状況及び経営にかかる事業管理状況全般を監査するが、必要に応じて地方自治法第199条第2項に基づく、行政監査に区分される事項についても実施する。

② 監査の対象年度

令和6年度分

③ 監査の着眼点

ア 歳入調定において、調定はその根拠となる法令等に適合しているか。

また、調定に至るまでの事務処理は適切に行われているか。

イ 現金取扱事務において、収納金や前渡資金等の管理が財務規則に沿って適正に行われ複数職員によって現金の確認がなされているか。

ウ 収入未済金の徴収事務において、現状把握や分析が行われているか。

また、債権管理条例、同規則及び関係法令等に基づき、債権区分ごとに適時適正な管理、回収が行われているか。

エ 補助金交付事務において、補助事業の目的及び内容から補助金交付が公益上必要であるか、補助の効果が期待できるか。補助額の算定、交付方法、交付時期、交付手続等について適正に行われているか。また、補助金が条件どおりに履行されているか。

オ 契約事務において、入札や随意契約の手続等が、その根拠となる法令等の定めるところに従って適正に行われているか。

カ 不正経理再発防止対策に基づく公金等が適切に把握され、公金等管理台帳の作成及び定期的な確認が適正に行われているか。

キ 事務執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼とし、効率性、経済性、有効性等について判断する。

④ 監査の主な実施手続

別に定める。

⑤ 監査の実施場所及び日程

【別表】令和7年度年間監査計画に基づき、監査を実施する月の前月の10日までに定める。

⑥ 監査の講評

監査結果の決定の前に、原則として対象部局の長等に対し講評を行い、弁明、見解等を聴取する。

⑦ 監査結果の取扱い

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び市長等へ報告・公表する。なお、取扱基準の「指摘事項」及び「注意事項」に該当するものについては、当該事項を公表するほか、改善及び是正の措置を講じた旨の通知を受領したときも公表を行う。

また、1年間の監査の結果について、定期監査の講評として市長へ提出する。

(2) 例月現金出納検査[地方自治法第235条の2第1項]

会計管理者及び企業出納員が行う毎月の現金の出納について、例月現金出納検査資料に基づき、現金の在高及び出納関係証憑等の計数の正確性を検証するとともに、出納事務が適正かつ正確に行われているかを検査するもの。

① 検査の対象

一般会計、特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計及びこれらに属する基金の現金出納事務

② 検査対象の現在期日及び対象年度

実施月の前月末日現在における、前年度分又は当該年度分

③ 検査の着眼点

- ア 計数の確認
- イ 出納事務の確認
- ウ 現金等保管状況の確認

④ 検査の主な実施手続

別に定める。

⑤ 検査の日程

監査委員条例第4条を踏まえ、【別表】令和7年度年間監査計画に基づき実施する。

⑥ 検査結果の取扱い

1年間の検査の結果について、例月現金出納検査の講評として市長へ提出する。

(3) 決算審査[地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項]及び基金運用状況審査[地方自治法第241条第5項]

決算審査については、決算書及び付属書類の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行及び事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施する。水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計及び病院事業会計については、その会計原則に対する適合性及び経営成績を確認するもの。

また、基金運用状況審査については、定額の資金を運用するための基金が適正に運用されているかを審査するもの。

① 審査の対象

一般会計、特別会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計の決算状況、定額の資金を運用するための基金

② 審査の着眼点

【一般会計、特別会計、定額の資金を運用するための基金】

- ア 関係法令に準拠して調整されているか。
- イ 決算の計数は正確であるか。
- ウ 予算は適正かつ効率的に執行されているか。
- エ 財産の管理及び処分は適正か。
- オ 資金は適正に管理され効率的に運用されているか。

【公営企業会計】

- ア 予算の執行上計数に誤りがないか。
- イ 予算議決の趣旨に沿い、かつ、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- ウ 損益計算書、貸借対照表などの財務諸表は、地方公営企業法及び関係諸法令に準拠して調整されているか。
- エ 事業の経営成績及び財務状況を適正に表示しているか。

③ 審査の主な実施手続

監査実施時に別に定める。

④ 審査の日程

【別表】令和7年度年間監査計画に基づき、審査を開始する月までに定める。

(4) 健全化判断比率等審査[地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項]

健全化判断比率(水道事業等の公営企業会計については資金不足比率)及び算定書類の正確性・適正性について審査するとともに、財政運営(経

営)の健全性を判断するもの。

① 審査の対象

健全化判断比率(実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率)及び資金不足比率

② 審査の着眼点

ア 健全化判断比率及び資金不足率が法令等に照らし、算出過程に誤りはないか。

イ その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか。

③ 審査の主な実施手続

監査実施時に別に定める。

④ 審査の日程

【別表】令和7年度年間監査計画に基づき、審査を開始する月までに定める。

(5) 財政援助団体等監査[地方自治法第199条第7項]

補助金等により財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び地方自治法第244条の2の規定により公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査するもの。

① 監査の対象

市が財政的援助を与えている団体等及び公の施設を管理している指定管理者の中から選定する。

② 監査の対象年度

令和6年度分

③ 監査の着眼点

【財政援助団体監査】

監査実施時に別に定める。

【出資団体監査】

監査実施時に別に定める。

【公の施設の指定管理者監査】

ア 団体指定の手続きが関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。

イ 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。

- ウ 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか、また住民サービスの向上に努めているか。
- エ 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- オ 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- カ 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

④ 監査の主な実施手続

別に定める。

⑤ 監査の実施場所及び日程

監査を実施する月の前月の10日までに定める。

⑥ 監査結果の取扱い

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び市長等へ報告・公表する。なお、取扱基準の「指摘事項」及び「注意事項」に該当するものについては、当該事項を公表するほか、改善及び是正の措置を講じた旨の通知を受領したときも公表を行う。

また、1年間の監査の結果について、財政援助団体等監査の講評として市長へ提出する。

(6) 行政監査(地方自治法第199条第2項)

監査委員が必要があると認めるときに、市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として、適時にテーマを選定し行うもの。

① 監査の対象

監査実施時に別に定める。

② 監査の着眼点

監査実施時に別に定める。

③ 監査の主な実施手続

監査実施時に別に定める。

④ 監査の実施場所及び日程

監査実施時に別に定める。

(7) 随時監査(工事監査)[地方自治法第199条第5項]

市の事務事業の執行に係る工事について、計画、設計、積算、施工等の

各段階において技術面等から当該工事が適正に行われているか、経済性、効率性及び有効性に留意しているか等の観点から監査するもの。

① **監査の対象**

令和7年度中に進行中の工事（前度以前から引き続き実施した工事、工事実施に伴う設計、監理等の業務委託を含む）について「竣工前監査」として実施する。

② **監査の着眼点**

監査実施時に別に定める。

③ **監査の主な実施手続**

監査実施時に別に定める。

④ **監査の実施場所及び日程**

監査を実施する日の2か月前までに定める。

⑤ **監査の講評**

監査結果の決定の前に、原則として対象部局の長等に対し講評を行い、弁明、見解等を聴取する。

⑥ **監査結果の取扱い**

監査結果は、監査委員の合議により決定し、議会及び市長等へ報告・公表する。

また、1年間の監査の結果について、工事監査の講評として市長へ提出する。

3 年間監査計画

監査等を効果的、効率的に実施するため、【別表】令和7年度年間監査計画により行う。